

# 栃木県公報

平成27年10月22日(木) 号 外第71号

-	目	次	
	告	示	
○鳥獣保護区の存続期間の更新			 1
○特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 6
○銃猟禁止区域の指定に関する告示の廃止			 16
	告	示	

### 栃木県告示第492号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2	2日																	
									1	栃木	県矢	中事	福		田	富	_	<u> </u>
鳥獣保護区の	鳥	<b></b> 保	護	区	$\mathcal{O}$	鳥獣	保	護区	0	鳥	兽	犬 保	:護	区	$\mathcal{O}$	保	護	に
名 称		或 及	び	面	積	存;				関		す		る		指		針
大 沢	1 区	域				平成				1	児	見指定	鳥獣	保護[	ヹのキ	旨定□	区分	
鳥獣保護区		光市清原			•	1 目		-					;獣生					
		線と市道				37年		月31	. 日	2			鳥獣		-		-	
		を起点と				まで	5						;獣保					
		を東進し		•									地林	,, -				
		交点に至											する			-		
		を北進し											め多					
		交点に至											キレ				多くの	り種
		を東進し											生息		- 0			
		線との交											め、					
		同県道を											て適			-		
		今市線と								保護と生息環境の保全を図るため、				•				
	, ,	から同県								県指定鳥獣保護区の存続期間を更新				<b> 芝</b> 新				
		今1020号											であれ	る。				
		同所から										理力		<u> </u>		<i>tr</i> >-	+ ~ 1	
		県道今市									. ,		保護	_				
		ター線の											点検			. –		
		ら同県道											また、				E0)/	C (X)
	. —	19号線と											りを		, - 0		(* +	4_
		道を北   号線との											: 鳥獣 : は、					
		万麻とい  ら同市道											·は、1 防除3					
		る線に囲											:的脉》 :許可				-	
	域域	の豚に世	X 1 0 /1	<u>_                                    </u>	OL								: 計り: :可に、				_	
		積											てい					
		傾 850〜クタ	タール										と く い きめ、 う					
	1,	000* \2 3	<i>/                                    </i>								~	•	する			_	ナの。	トノ
芦野・伊王野	1 区	域				平成	97	年11	日	1			<u>, g る、</u> 鳥獣(				ズ分	
鳥獣保護区		域 須郡那須	丽大岩	と母エ	野+地	1 日				_			: 馬歌 [ ; 獣生]		<u>~</u> ∨/1		<i>∸刀</i>	
河   八   木   皮   上	JII	火和那多	( P) / ( T	Γ ア 土	피 地	ТН	//	シナ	- JJX	l	杉	下小小点	司八工	으스모면				

野下町線との交点を起点と し、同所から同一般国道を北 に進み町道芦野中央線との交 点に至り、同所から同町道を 北東に進み林道芦野蓑沢線と の交点に至り、同所から同林 道を南東に進み林道米沢線と の交点に至り、同所から林道 米沢線を南西に進み町道河原 町~上町線との交点に至り、 同所から同町道を南西に進み 町道伊王野下町線との交点に 至り、同所から町道伊王野下 町線を北進し起点に至る線に 囲まれた一円の区域

2 面積 325ヘクタール まで

内一般国道294号と町道伊王 | 37年10月31日 | 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 芦野・伊王野鳥獣保護区は、八溝 県立自然公園内に位置し、八溝の森 林と学校施設、寺社等を内包してい

> 区域内の林況は、大部分がスギヒ ノキ等の造林地であるが、広葉樹林 も点在しており野生鳥獣の良好な生 息環境を形成している。

> このように、当地域は、野生鳥獣 の生息地として適しており、野生鳥 獣の保護と生息環境の保全を図るた め、県指定鳥獣保護区の存続期間を 更新するものである。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
  - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう

に注意することとする。

様な鳥類が生息している。

利 鳥獣保護区 1 区域

那須郡那珂川町薬利地内県 道矢板那珂川線と町道薬利柳 林線との交点を起点とし、同 所から同県道を西進し同902 番地に至り、同所から同899 番地との山林の尾根に向かっ て北西に140m進み更に同所 から90m北進し同945-3番 地の山林と耕地の境界線に至 り、同所から尾根に向かって 北進し、更に尾根伝いに東進 し町道薬利柳林線に至り、同 所から同946-1番地及び 951-1番地の山林の尾根を 南東に進み町道浄法寺線に至 り、同所から同町道を越えさ らに同975-1番地の山林の 峰に至り、さらに南西に進み 歩道に至り、同所から歩道を 南西に進み町道薬利林線との 交点に至り、同所から同町道 を南進し起点に至る線に囲ま れた一円の区域

2 面積 8ヘクタール

平成27年11月 1日から平成 37年10月31日 まで

- 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地
- 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 薬利鳥獣保護区は、那珂川町の西 部に位置し、南西部には農地、北東 部は緩やかな森林となっている。ヒ ヨドリやメジロなどを始めとする多

今後とも身近な自然とのふれあい の場として活用するためにも、身近 な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保 護区の存続期間を更新するものであ る。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
  - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。

## 両 崖 山 鳥獣保護区

### 山 1 区域

足利市本城1丁目地内市道 両崖通りと県道足利環状線と の交点を起点とし、同所から 同県道を南西に進み市道本城 2丁目15号線との交点に至 り、同所から同市道を南西に 進み市道本城足利高校通りと の交点に至り、同所から同市 道を南西に進み県道足利環状 線との交点に至り、同所から 同県道を南西に進み織姫神社 前を経て更に北西に進み市道 西宮通りとの交点に至り、同 所から同市道を北進し市道西 宮町6号線との交点に至り、 同所から同市道を北進し同市 道終点に至り、同所から林道 を650m北進し更に峰方向に (北方) に100m進み同市西宮 町と大岩町との境界に至り、 同所から尾根を東進し両崖山 山頂に至り、同所から沢を東 進し市道両崖通りとの交点に 至り、同所から同市道を南東 に進み起点に至る線に囲まれ た一円の区域

2 面積150ヘクタール

平成27年11月 1日から平成 37年10月31日 まで

- 平成27年11月 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 1日から平成 身近な鳥獣生息地
  - 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 両崖山鳥獣保護区は足利市中心部 に位置し、足利市街地に隣接した区 域である。区域内にはクヌギやコナ ラ等のカシ類やツツジ等の多様な樹 種の広葉樹林が形成されている。ま た鳥類ではスズメやカワラヒワ、ウ グイス等が生息し、獣類ではキツネ やタヌキ等が生息している。

市街地に隣接していながら、多様な動植物が生息していること、首都 圏自然歩道の歴史のまちを望むみち が通ることからも、自然とのふれあ いや鳥獣の観察の場所として確保す る必要があると認められる。

今後とも身近な自然とのふれあい の場として活用するためにも、身近 な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保 護区の存続期間を更新するものであ る。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
  - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。

# 八幡山鳥獣保護区

## 1 区域

2 面積57ヘクタール

平成27年11月 1日から平成 37年10月31日 まで

- 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地
- 2 県指定鳥獣保護区の指定目的

八幡山鳥獣保護区は、宇都宮市の 中心地付近、栃木県庁の北側に位置 し、八幡山を中心とした穏やかな丘 陵地帯であり、シジュウカラ、メジ ロを始めとする多様な鳥類が生息し ている。

今後とも身近な自然とふれあいの 場として活用するためにも、身近な 鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区 の存続期間を更新するものである。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。

### (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。 1 区域 那 須 神 社 平成27年11月 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 鳥獣保護区 大田原市南金丸地内一般国 1目から平成 道461号と市道南金丸7号線 37年10月31日 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 との交点を起点とし、同所か まで 那須神社鳥獣保護区は、大田原市 ら同一般国道を北西に進み市 のほぼ中央部に位置し「金丸緑地環 道大学北線との交点に至り、 境保全地域」を含んだ地域である。 那須神社境内林は、スギ、ケヤ 同所から同市道を北西に進み 北金丸6号線との交点に至 キ、エドヒガン等が生い茂り、ヒバ リやメジロなど野生鳥獣の良好な生 り、同所から同北金丸6号を 北東に進み市道旧東野鉄道線 息環境を形成している。 今後とも身近な自然とのふれあい との交点に至り、同所から同 市道旧東野鉄道線を南東に進 の場として活用するためにも、身近 みさらに東進し、市道小滝北 な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 金丸線の交点に至る。同点か 区の存続期間を更新するものであ ら更に同市道旧東野鉄道線を る。 100m東進し農道分岐に至 3 管理方針 り、同所から同農道を南東に (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 進み市道南金丸11号線との交 制札の点検及び必要に応じ設置を 点に至り、同所から同市道を 行う。また、随時密猟防止のため 南西に進みさらに南進し、市 の見回りを実施する。 道南金丸10号線との交点に至 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった り、同所から同南金丸10号線 場合には、被害の状況、講じられ を西進し、市道南金丸7号線 ている防除対策等を十分に審査し に至り、同交点から同市道南 た上で許可するものとする。な 金丸7号線を南進して起点に お、許可については市町に権限を 至る線に囲まれた一円の区域 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう 2 面積 33ヘクタール に注意することとする。 戸田調整池 1 区域 平成27年11月 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 那須塩原市戸田地内県道矢 1日から平成 身近な鳥獣生息地 板那須線と市道戸田縦3号線 37年10月31日 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 との交点を起点とし、同所か まで 戸田調整池鳥獣保護区は、周囲を ら同県道を北東に進み市道戸 松など平地林に囲まれた地域であ り、戸田調整池には、冬季にはカモ 田南縦2号線との交点に至 り、同所から同市道を南東に 類などが多数渡来する。展望施設、 進み市道戸田南横線との交点 遊歩道及び駐車場などが設けられて に至り、同所から同市道を南 おり、身近に野生鳥獣を観察するこ 西に進み、市道戸田縦3号線 とができる。 との交点に至り、同所から同 今後とも身近な自然とのふれあい 市道を北西に進み起点に至る の場として活用するためにも、身近 線に囲まれた一円の区域 な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保 護区の存続期間を更新するものであ 2 面積 28ヘクタール る。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに

### 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。 連 川 1 区域 平成27年11月 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 1目から平成 さくら市喜連川地内市道K 身近な鳥獣生息地 2008号と市道K3130号との交 37年10月31日 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 点を起点とし、同所から市道 喜連川鳥獣保護区は、さくら市の まで K3130号を南進し市道K3119 北東部に位置し、内川と荒川に挟ま 号との交点に至り、同所から れ「喜連川緑地環境保全地域」を含 同市道を西進し市道K3115号 んだ地区で、アオサギ、コジュケイ との交点に至り、同所から同 を始めとする多様な鳥類が生息して 市道を西進し璉光院に通じる 道路(認定外道路)との交点 今後とも身近な自然とのふれあい に至り、同所から同認定外道 の場として活用するためにも、身近 路を西進し遊歩道との交点に な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 区の存続期間を更新するものであ 至り、同所から同遊歩道を北 進し市道K3116号との交点に 至り、同所から同市道を北西 3 管理方針 に進み市道K2008号との交点 鳥獣保護区の更新後、速やかに に至り、同所から同市道を北 制札の点検及び必要に応じ設置を 東に進み起点に至る線に囲ま 行う。また、随時密猟防止のため れた一円の区域 の見回りを実施する 2 面積 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 31ヘクタール 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。 珂 JII 1 区域 平成27年11月 県指定鳥獣保護区の指定区分 国民休養地 那須烏山市小木須地内の市 1目から平成 身近な鳥獣生息地 鳥獣保護区 道長手国見線と市道大海国見 37年10月31日 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 線との交点を起点とし同所か まで 那須烏山市の南に位置し、那珂川 ら那珂川国民休養地の公園道 左岸の那珂川県立自然公園の一部を 路を南進し、県道那須黒羽茂 含む地域であり、展望施設、遊歩道 などが整備されている。 木線との交点に至り、同所か ヒヨドリ、カワラヒワ、ホオジロ ら同県道を西進し自然歩道国 見牧野線との交点に至り、同 など疎林林縁性の種、シジュウカ 所から同自然歩道を北進し、 ラ、コゲラなどの森林性の種、イカ ルチドリの水辺性の種と様々な鳥類 市道長手国見線に通じる遊歩 道との交点に至り、同所から とタヌキ、キツネ、イノシシなどの 同遊歩道を北進し市道長手国 獣類が生息している。 見線との交点に至り、同所か 今後とも身近な自然とのふれあい ら同市道を東進し起点に至る の場として活用するためにも、身近

37年10月31日

まで

線に囲まれた一円の区域

2 面積

30ヘクタール

な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 区の存続期間を更新するものであ る。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
  - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。な お、許可については市町に権限を 移譲していることから、十分に連 携を深め、迅速な対応となるよう に注意することとする。

出流山鳥獣保護区

1 区域

栃木市出流町地内市道118 号線と市道247号線との交点 を起点とし、同所から同市道 を北西に進み満願寺所有山林 との境界に至り、同所から同 山林界を西進し栃木市と佐野 市との行政界に至り、同所か ら同行政界を北西に進み片角 観音入林道との交点に至り、 同所から同林道を北西に進 み、更に南東に進み同林道の 起点に至り、同所から尾根に 向かって北東に進み栃木市と 鹿沼市との行政界に至り、同 所から同行政界を南東に進み 市道D246号線との交点であ る寺坂峠に至り、同所から同 市道を南西に進み市道247号 線との交点に至り、同所から 同市道を南進し起点に至る線 に囲まれた一円の区域

2 面積

356ヘクタール

平成27年11月1県指定鳥獣保護区の指定区分1日から平成身近な鳥獣生息地

2 県指定鳥獣保護区の指定目的

出流山鳥獣保護区は栃木市の北西部の山地帯に位置し、キジバトやヤマドリなどの鳥類が、アナグマやキツネ、キクガシラコウモリなどの獣類が生息する。

当該地区は多様な生物が生息して おり、当該鳥獣保護区には出流ふれ あいの森や満願寺を含むことから、 自然とのふれあいや鳥獣の観察の場 所として確保する必要があると認め られる。

今後とも身近な自然とのふれあい の場として活用するためにも、身近 な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保 護区の存続期間を更新するものであ る。

- 3 管理方針
  - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
  - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。

# 栃木県告示第493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月22日 栃木県知事 福 富 特定猟具使用 | 鳥獣の捕獲等 特定猟具使用 特定猟具使用禁止区域の 禁止区域 禁止区域の の禁止に係る 区 域 及 び 面 積 名 存 続 期 間 特定猟具の種類 1 区域 宇都宮中央 平成27年11月1 特定猟具 宇都宮市白沢町地内市道20607号線と県道上横 日から平成37年 使用禁止区域 倉下岡本線との交点を起点とし、同所から同県道 10月31日まで を南進し市道20862号線との交点に至り、同所か ら同市道を東進し内川との交点に至り、同所から 内川を南東に進み市道20888号線との交点に至 り、同所から同市道を東進し一般国道4号との交 点に至り、同所から同一般国道を南進し宇都宮市 下岡本町と同市平出工業団地との字界の交点に至 り、同所から同字界を南東に進み宇都宮市下岡本 町と同市平出町との字界の交点に至り、同所から 同字界を南東に進み九郷半水路右岸との交点に至 り、同所から同水路を南進し一般国道4号(新4 号)との交点に至り、同所から同一般国道を南進 し一般国道121号との交点に至り、同所から同一 般国道を南東に進み市道426号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し市道4919号線との交 点に至り、同所から同市道を南進し市道428号線 との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上 三川町道2-39号線との交点に至り、同所から同 町道を南西に進み町道4-132号線との交点に至 り、同所から同町道を南東に進み町道2-37号線 との交点に至り、同所から同町道を西進し町道 4-134号線との交点に至り、同所から同町道を 南進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から 同県道を西進し町道4-162号線との交点に至 り、同所から同町道を南進し町道4-044号線と の交点に至り、同所から同町道を東進し一級河川 江川左岸に至り、同所から同河川左岸を南進し町 道2-35号線との交点に至り、同所から同町道を 西進し県道二宮宇都宮線との交点に至り、同所か ら同県道を南進し町道1-19号線との交点に至 り、同所から同町道を南進し町道4-366号線と の交点に至り、同所から同町道を西進し県道下岡 本上三川線との交点に至り、同所から同県道を南 進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から 同県道を南西に進み町道5-156号線との交点に 至り、同所から同町道を南進し用水路との交点に 至り、同所から同用水路を南西に進み町道5-12 1号線との交点に至り、同所から同町道を南進し 町道5-040号線との交点に至り、同所から同町 道を西進し町道1-13号線との交点に至り、同所 から同町道を南進し町道5-043号線との交点に 至り、同所から同町道を西進し町道5-119号線 との交点に至り、同所から同町道を北進しさらに 西進し一般国道4号(新4号)との交点に至り、 同所から同一般国道を北進し県道宇都宮結城線と

の交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道

栃木県公報

2-08号線との交点に至り、同所から同町道を西 進し町道2-06号線との交点に至り、同所から同 町道を北進し町道3-024号線との交点に至り、 同所から同町道を東進し町道3-011号線との交 点に至り、同所から同町道を東進し一般国道4号 (新4号) との交点に至り、同所から同一般国道 を北進し町道3-03号線との交点に至り、同所か ら同町道を西進し町道3-123号線との交点に至 り、同所から同町道を北進しさらに東進し一般国 道4号(新4号)との交点に至り、同所から同一 般国道を北進し県道雀宮真岡線との交点に至り、 同所から同県道を西進し宇都宮市道5157号線との 交点に至り、同所から同市道を北進し市道697号 線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般 国道121号(通称宇都宮環状道路)との交点に至 り、同所から同一般国道を西進し市道2372号線と の交点に至り、同所から同市道を南進し市道696 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市 道1753号線との交点に至り、同所から同市道を南 進し市道1757号線との交点に至り、同所から同市 道を西進し市道2379号線との交点に至り、同所か ら同市道を南進し県道雀宮真岡線との交点に至 り、同所から同県道を東進し市道3440号線との交 点に至り、同所から同市道を南進し市道709号線 との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 2384号線との交点に至り、同所から同市道を南進 し市道1792号線との交点に至り、同所から同市道 を西進し市道712号線との交点に至り、同所から 同市道を西進し市道3610号線との交点に至り、同 所から同市道を南進し認定外道路との交点に至 り、同所から同認定外道路を南進し市道734号線 との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 776号線との交点に至り、同所から同市道を西進 し市道699号線との交点に至り、同所から同市道 を西進し市道2594号線との交点に至り、同所から 同市道を南進し宇都宮市と下野市の行政界との交 点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮 市と下野市と壬生町の行政界との交点に至り、同 所から宇都宮市と壬生町の行政界を北西に進み市 道2346号線との交点に至り、同所から同市道を西 進し県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から 同県道を北東に進み一般国道121号との交点に至 り、同所から同一般国道を西進し宇都宮市と鹿沼 市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を 北進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所か ら同県道を東進し市道805号線との交点に至り、 同所から同市道を北進し市道1330号線との交点に 至り、同所から同市道を北西に進み鹿沼市道7231 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進 み市道0353号線との交点に至り、同所から同市道 を北西に進み市道7032号線との交点に至り、同所 から同市道を北西に進み市道7228号線との交点に 至り、同所から同市道を北西に進み宇都宮市と鹿

ロイヤル	沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮市と鹿沼市と日光市の行政界との交点に至り、同所から宇都宮市線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道大谷観音宮市道635号線との交点に至り、同所から同河川との交点に至り、同所から同河川との交点に至り、同所から同河川との交点に至り、同所から同河川との交点に至り、同所から同一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道200名号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道293号との交点に至り、同所から同年を北進し一般国道208号線との交点に至り、同所から同界道を南東に進み県道を南東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同界を東に進み市道20083号線との交点に北東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同界進との交点に北東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同年進入に下至り、同所から同界進したに北東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同界進との交点に進みよに正進みよに一番、場談保護区、常田、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	平成27年11月1	统
カー・コー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	宇都宮市宮山田町地内市道10002号線と県道小林逆面線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み通称旧田の入沢林道との交点に至り、同所から同林道を北進しゴルフ場外周道路との交点に至り、同所から同外周道路を北西に進み市道13234号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道13233号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 231ヘクタール		到1 有首
ツインリンク も て ぎ 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字鮎田字平沢1831-2番地外 1839筆の本田技研工業株式会社所有の土地並びに 茂木町大字飯野字放118、119、120、121-1、 121-3、121-4、121-5、122、123、134- 2、3182、3183、3517-7、3517-8、3518- 1、3518-3、3519-1、3519-3、3519-4、 字臺235-2、238-1、238-2、238-3、 239-1、239-2、239-5、247、3540-2、字 馬内23-3、29-1及び29-7番地の区域 2 面積 648ヘクタール	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	銃器

エコパーク板戸	1 区域	平成27年11月 1	銃	器
特定猟具	宇都宮市板戸町3625-1他154筆のエコパーク	日から平成37年		
使用禁止区域	板戸の敷地全域	10月31日まで		
	2 面積			
	40ヘクタール			
鹿沼中央	1 区域	平成27年11月1	銃	器
特定猟具		日から平成37年		
使用禁止区域		10月31日まで		
	進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同			
	県道を東進し市道0001号線との交点に至り、同所			
	から同市道を北東に進み市道0027号線との交点に			
	至り、同所から同市道を北進し鹿沼市と宇都宮市			
	との行政界に至り、同所から同行政界を北進し東			
	進した後南進しさらに西進し市道0028号線との交			
	点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道			
	293号との交点に至り、同所から同一般国道を南			
	西に進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所か			
	ら同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社日			
	光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進			
	み県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同			
	県道を南西に進み市道0006号線との交点に至り、			
	同所から同市道を南進し市道0029号線との交点に			
	至り、同所から同市道を西進し市道7049号線との			
	交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに			
	南西に進み一般国道121号との交点に至り、同所			
	から同一般国道を北西に進み市道0029号線との交			
	点に至り、同所から同市道を西進し一般国道121			
	号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に			
	進み市道0022号線との交点に至り、同所から同市			
	道を西進し市道0350号線との交点に至り、同所か			
	ら同市道を北進し農道との交点に至り、同所から			
	同農道を西進し県道鹿沼環状線との交点に至り、			
	同所から同県道を南西に進み市道7007号線との交			
	点に至り、同所から同市道を南進し市道7102号線			
	との交点に至り、同所から同市道を南進し市道03			
	29号線との交点に至り、同所から同市道を西進し			
	市道7103号線との交点に至り、同所から同市道を			
	北西に進み市道7345号線との交点に至り、同所か			
	ら同市道を北進し県道鹿沼環状線との交点に至			
	り、同所から同県道を西進し黒川との交点に至			
	り、同所から同河川右岸を南進し市道0003号線と			
	の交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道			
	293号との交点に至り、同所から同一般国道を南			
	進し市道0301号線との交点に至り、同所から同市			
	道を東進し北進しさらに東進し市道0024号線との			
	交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮			
	楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進し			
	市道0004号線との交点に至り、同所から同市道を			
	東進し市道7069号線との交点に至り、同所から同			
	市道を南進し市道7066号線との交点に至り、同所			
	から同市道を東進し市道7405号線との交点に至			
	り、同所から同市道を南進し県道羽生田鶴田線と			
	の交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道			
•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	i

7299号線との交点に至り、同所から同市道を西進 し市道7066号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し市道7969号線との交点に至り、同所から 同市道を北西に200メーター進み壬生町羽生田地 内富士山古墳に通じる農道との交点に至り、同所 から同農道を西進し南進し西進しさらに北進し市 道9214号線との交点に至り、同所から同市道を北 東に進み市道9215号線との交点に至り、同所から 同市道を北進し市道0025号線との交点に至り、同 所から同市道を西進し市道9023号線との交点に至 り、同所から同市道を北進し県道宇都宮楡木線と の交点に至り、同所から同県道を西進し市道9033 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市 道9222号線との交点に至り、同所から同市道を南 進し一般国道352号との交点に至り、同所から同 一般国号を南進し市道0359号線との交点に至り、 同所から同市道を西進し一般国道293号との交点 に至り、同所から同一般国道を北進し県道深程楡 木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市 道キ015号線との交点に至り、同所から同市道を 北進し市道キ747号線との交点に至り、同所から 同市道を北進し鹿沼72カントリークラブの敷地界 との交点に至り、同所から同敷地界を北西に進み 市道M062号線との交点に至り、同所から同市道 を南西に進み市道0201号線との交点に至り、同所 から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至 り、同所から同県道を西進し県道上久我都賀栃木 線との交点に至り、同所から同県道を北進し大芦 川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北 進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同 県道を東進し県道上日向山越線との交点に至り、 同所から同県道を北進し市道2029号線との交点に 至り、同所から同市道を西進し大芦川との交点に 至り、同所から同河川右岸を南進し市道0320号線 との交点に至り、同所から同市道を南進し県道鹿 沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進 し市道8055号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し市道8044号線との交点に至り、同所から 同市道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に 至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼足尾線と の交点に至り、同所から同県道を西進し県道草久 粟野線との交点に至り、同所から同県道を北西に 進み県道鹿沼粟野線との交点に至り、同所から同 県道を北東に進み市道ア007号線との交点に至 り、同所から同市道を北西に進み林道松木沢線と の交点に至り、同所から同林道を北進し作業道と の交点に至り、同所から同作業道を北進し渡良瀬 川森林計画区鹿沼市粟野地区61林班イ準林班とウ 準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を 北進し上南摩町と栗野町との町の境界に至り、同 所から同境界を南東に進み県道鹿沼粟野線との交 点に至り、同所から同県道を北東に進み県道上久 我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を

)平成27年10月22日	日 木曜日 栃 木 県 公 報		号外第71号
	東進し県道鹿沼栗野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道0352号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2074号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼県道をの交点に至り、同所から同原がら同所がら同所がら同所がら同所がら同所がら同市道を南進し市道5072号線との交点に至り、同所がら同市道を南進し市道5069号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道5069号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道5069号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みまい、同所がら同所がら同市道を南東に進みさらに北進し市道1039号線と北進し市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を北連し市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1039号線との交点に至り、同所がら同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(ただし、御殿山鳥曹保護区の区域を除く。)		
下 沢	6,033ヘクタール 1 区域     鹿沼市下沢地内市道2735号線と県道鹿沼日光線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み大芦川との交点に至り、同所から大芦川右岸を南東に進み同市下沢1029-62番地の農道との交点に至り、同所から同農道を西進し市道2735号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に到る線に囲まれた一円の区域 2 面積 21ヘクタール	10月31日まで	銃 器
永 特定猟 具使用禁止区域	1 区域 鹿沼市栗野町上永野地内県道上永野下永野線と永野川との交点(久保田橋)を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道ナ258号線との交点に至り、当所から同市道を南進し永野川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み渡良瀬川森林計画区栗野町永野地区7林班と同8林班との交点(田中橋)に至り、同所から同林班界を南道し鹿沼市と栃木市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し南栃木ゴルフ倶楽部と民有地の境界との交点に至り、同所から同境界を北道しさらに東進し永野川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 278ヘクタール	10月31日まで 10月31日まで 10月31日まで 10月31日まで 10月31日まで 10月31日まで 10月31日まで	銃 器
板 荷特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿沼市板荷地内主要地方道宇都宮今市線と鹿沼市と日光市の行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道小来川文挟石那田線との交点に至り、同所から同県道を南進し東洋グランドパーク鹿沼いずみ野ニュータウン入口との交点に至り、同所から同団地内の道路を地類界(宅地と隣地)に沿って南進更に西進し鹿沼市板荷182	10月31日まで 0 1 1 1	銃器

日特使 光定禁止 西 猟 区 町 具域	番地68にて市道0314号線との交点に至り、同所から同市道を南進更に西進し県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同東道を西進し市道4224号線との交点に至り、同所から同所から同市がら同所から同所から同所から同所から同所から同所から同所から同所から同所から同所か	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	统	器
	2 面積 165ヘクタール			
パインズ日光 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 日光市千本木877-1番地ほか90筆のパインズ 日光ゴルフ倶楽部の敷地全体 2 面積	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器
矢板カントリークラブ特定猟具使用禁止区域	89ヘクタール         1 区域         矢板市平野1364番地1号ほか矢板カントリークラブの敷地全域         2 面積	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器
	120ヘクタール		銃	

使用禁止区域	2-35号を北東に進みさくら市鍛冶ヶ澤地区と葛城地区との境界に至り、同所から同境界を南東に進みさくら市と那須烏山市との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進みさくら市道U2-34号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 60ヘクタール			
大田原ゴルフ 倶楽 部 特 定 猟 具 使用禁止区域	<ul><li>1 区域 大田原市八塩517番地ほか367筆 大田原ゴルフ 倶楽部の敷地全域</li><li>2 面積 148ヘクタール</li></ul>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器
ゴルフ倶楽部 ゴールデン ウッド 特 定 猟 具 使用禁止区域	<ul><li>1 区域 大田原市北野上地内ゴルフ倶楽部ゴールデン ウッドの敷地全域</li><li>2 面積 111ヘクタール</li></ul>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器
佐 良 猟 具 使用禁止区域	1 区域 大田原市矢倉地内県道小口黒羽線と大田原市と 那珂川町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を西進し南進し、一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し、市道佐良土12号との交点に至り同所から同市道を西進し、市道佐良土14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道旧東野鉄道線との接点に至り、同所から市道旧東野鉄道を北東に進み農道との交点に至り、同所からに進み市道佐良土9号線の交点に至り、さらに農道を北西に進み市道佐良土6号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道400号との交点に至り同所から同国道を北東に進み、市道佐良土16号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、同所から同市道を北東に進み、東に進み、県道小口黒羽線との交点に至り、同所から同人般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み、県道小口黒羽線との交点に至り、同所から同県道を東進しさらに南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 174ヘクタール	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器
之 連 沢特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 大田原市羽田地内県道大田原・芦野線と市道羽田佐野線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道羽田1号線との交点に至り同所から市道羽田1号線を南東に進み、市道羽田佐野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、羽田野間線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、羽田2号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道羽田黒羽向町線との交点に至り、同所から同市道を市東に進み、市道羽田黒羽向町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道松木沢9号線及び認定同市道を南東に進み、市道桧木沢9号線及び認定	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃	器

平成27年10月22	日 木曜日 栃 木 県 公 報		<b>号外第71</b> 号(15)
	外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を 北西進み旧大田原市と旧黒羽町との行政界との交 点に至り、同所から同行政界を北西に進みさらに 南進し、県道東小屋・黒羽線との交点に至り、同 所から同県道を北西に進み市道乙連沢2号線との 交点に至り、同所から同市道を北進し認定外道路 との交点に至り、同所から同認定外道路を北進し 県道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同 県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 284ヘクタール		
横   枕特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 那須烏山市横枕607番地4先地ほか旧那須城ゴルフ場の敷地全域並びに644、646、647、648、649番地から652番地2、652番地3、669から671番地、671番地2、672、674、675、682、683、702番地1、719番地1から742番地3、750番地1から760番地、810、811番地、824番地から832番地、834番地及び835番地の区域 2 面積90ヘクタール	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器
佐 野 瀬 猟 医域	1 区域 佐野市赤見町2007番地内一般国道293号と市道 赤見234号線の交点を起点とし、同所から同一般 国道を南西に進み市道赤見213号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し用水を渡り赤見町 4538の南を迂回し農道を北東に進み市道赤見214 号線の終点との交点に至り、同所から同市道を北 進し赤見町姥ノ沢と壱ノ坪との字境に至り、同所 から同字境を北西に進み赤見町越所と壱ノ坪との 字境に至り、同所から同字境を北西に進み赤見町 5399番地に接する市道赤見281号線との交点に至 り、同所から同市道を南西に進み一般国道293号 との交点に至り、同所から同一般国道293号 との交点に至り、同所から同市道を南西に進み他国道293号 との交点に至り、同所から尾根伝いに東進し通称高田山 に至り、同所から尾根伝いに東進し通称高田山 に至り、同所から水無沢を南東に進み水無沢に通 ずる林道との交点に至り、同所から同林道を南 に進み市道赤見234号線との交点至り、同所から 同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 317へクタール	平成27年11月 1日から平成37年10月31日まで	銃 器
小 山 高 椅 特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 小山市延島地内市道11号線と吉田用水との交点を起点とし、同所から同用水を南東に進み田川との合流点に至り、同所から田川を南西に進み栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県道結城石橋線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道11号線との交点に至り、同	平成27年11月 1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器

所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域 2 面積 190~クタール  秋 山 学 寮 1 区域 特 定 猟 具 使用禁止区域 を野市会沢町地内一般国道293号と佐野市と栃木市の行政界(会沢隧道)との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県直栃木田沼線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同三好地区14林班内のウ準	
2 面積 190~クタール  秋 山 学 寮 1 区域 佐野市会沢町地内一般国道293号と佐野市と栃 使用禁止区域 佐野市会沢町地内一般国道293号と佐野市と栃 市の行政界(会沢隧道)との交点を起点とし、 同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交 点に至り、同所から同市道を南西に 進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同 市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同 市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
秋 山 学 寮 1 区域	
秋 山 学 寮 1 区域	
特 定 猟 具 使用禁止区域	
使用禁止区域 木市の行政界(会沢隧道)との交点を起点とし、 同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道停車場下 白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に 進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	뭄
同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
点に至り、同所から同県道を西進し市道停車場下 白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に 進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同 市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に 進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同 市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同 市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
ら同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に 至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧 田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政 界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区 と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から	
林班と工準林班の準林班界との交点に至り、同所	
から同準林班を西進し農道(通称農道広沢線)と	
の交点に至り、同所から同農道を西進し市道234	
号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市	
道6006号線との交点に至り、同所から同市道を北	
進し市道6004号線との交点に至り、同所から同市	
道を北進し旧三騎林道との交点に至り、同所から	
同旧林道を北進し太平洋クラブ佐野(ヒルクレス)	
トコース)南側の境界線との交点に至り、同所か	
ら同境界線を南西に進み更に北進し同野上地区63	
林班と同三好地区10班との林班界の交点に至り、	
同所から同林班界を北進し旧田沼町と旧葛生町と	
の行政界に至り、同所から同林班界を北西に進み	
同森林計画区佐野市氷室地区と同常磐地区の境界	
線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進	
み県道秋山万町との交点に至り、同所から同境が縁を北東に連 み県道秋山万町との交点に至り、同所から同県道	
を南東に進み県道仙波銅山線との交点に至り、同	
所から同県道を北東に進み林道麦生沢線との交点	
に至り、同所から同林道を東進し旧日鉄鉱業専用	
線との交点に至り、同所から同線を南進し市道岩	
崎麦生沢線との交点に至り、同所から尾根筋をア には、中か、て東海した駅末都末計画区は関しの	
ド山へ向かって東進し佐野市都市計画区域界との	
交点に至り、同所から同林道を東進し市道西山箕	
輪線との交点に至り、同所から同市道を南東に進	
み一般国道293号との交点に至り、同所から同一	
般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円	
の区域	
2 面積	
2,749ヘクタール	- 1

### 栃木県告示第494号

銃猟禁止区域の指定に関する告示(平成17年栃木県告示第702号)は、平成27年10月31日限り、廃止する。 平成27年10月22日

> 栃木県知事 福 田 富 (自然環境課)